

業務委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 佐賀県電子入札システム業務委託
- 2 委託業務の内容 別紙仕様書に定めるとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和14年3月31日まで
ただし、システム設計及び開発については、令和9年3月24日まで
- 4 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

内訳

期 間	支払総額
契約締結の日～令和9年3月	金 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
令和9年4月～令和10年3月	金 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
令和10年4月～令和11年3月	金 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
令和11年4月～令和12年3月	金 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
令和12年4月～令和13年3月	金 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
令和13年4月～令和14年3月	金 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

上記業務委託について、佐賀県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間において、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 頭書の委託業務の内容は、別紙仕様書に定める要件及び条件に従うほか、本契約書に定めるところによる。

- 2 仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。
- 3 前2項に規定する委託業務の履行の対価は、頭書契約金額とする。

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、〇〇円とする。

- 2 前項の契約保証金には、利息をつけない。
- 3 甲は、乙が委託業務をすべて履行したとき、第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

(乙の履行義務等)

第3条 乙は、仕様書及び本契約に基づき、自己の責任において、頭書の契約金額をもって、履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

- 2 仕様書に定めるものを除き、委託業務の履行に必要なハードウェア、ソフトウェア環境、通信費、事務用品、場所の確保及び技術書等はすべて乙が準備するものとし、その経費は乙の負担とする。
- 3 履行期間の途中で履行不能となった場合には、乙は当該不能となった部分に相当する委託料の請求をすることはできない。ただし、当該履行不能が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の称号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係が無い旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。
- 3 乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第2項の協議に係る書面に添付するものとする。
- 4 乙から委託を受けた者はさらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務計画書の作成及び提出)

第5条 乙は、本契約締結後、システム設計及び開発（以下「開発等」という。）に係る作業工程及びそれに対応した業務遂行に関する計画書（以下「業務計画書」という。）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により業務計画書の提出があったときは、甲は、当該業務計画書の内容が仕様書及び本契約書の定めるところに合致するときに限り、これを承認するものとする。
- 3 前2項の規定は、業務計画書の内容を変更する場合に準用する。
- 4 乙は、令和9年度以降、毎年度の年度開始前までに、システム運用に関する計画書(以下「運用計画書」という。)を甲に提出しなければならない。
- 5 前項の規定は、当該運用計画書の内容を変更する場合に準用する。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は資料等による報告を求めることができる。

- 2 乙は、前項による請求があったときは、調査に協力し、又は速やかに報告しなければならない。

(仕様書不適合の場合の修補等)

第7条 甲は仕様書に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物が仕様書に適合しないことを知ったときは、乙に対しその旨を通知したうえで、期限を定め目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し(以下「修補等」という)の請求をし、又は修補等に代えもしくは修補等とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の場合においては、そのために契約金額を増額し、又は履行期限を延長することはできない。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、もしくは履行期限の変更をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項における変更が、甲の責めに帰する場合において、乙が著しい損害を受けたときは、乙は甲に対し損害賠償の請求ができる。ただし、賠償請求できる損害額は、当該変更又は一時中止による直接損害に限られ、得べかりし利益、間接損害、弁護士費用等は含まれないものとする。

(履行期限の延長)

第9条 乙は、天災地変その他自己の責によらない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は甲乙協議して決する。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第 10 条 履行期限内に経済事情の激変又は、予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。

(管理義務)

第 11 条 乙は、委託業務の履行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第 12 条 甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を損害金として徴収する。

(報告、検査及び成果物の引渡し)

第 13 条 乙は、開発等に係る業務完了後、委託業務完了届に必要な成果物を添えて甲に提出しなければならない。

2 乙は、令和 9 年度以降、毎年度の半期（上半期 4 月～9 月、下半期 10 月～3 月）ごとに、委託業務完了届に必要な成果物を添えて甲に提出しなければならない。

3 甲は、前 2 項の委託業務完了届を受理したときは、10 日以内に検査を行うものとし、乙に対し、検査の立会及び成果物の内容説明を求めることができる。

4 前項の検査の結果、成果物の修補を要する場合は、乙は速やかに所定の修補を行い、再検査を受けなければならない。

5 甲は、第 3 項の履行確認検査又は前項の再検査に合格したときをもって、委託業務が完了したものとし、書面にてこれを通知する。

(契約金額の支払い)

第 14 条 乙は、前条の規定による委託業務が完了したときは、所定の手続に従って当該委託業務に係る支払金額を請求することができる。

2 甲は、前項の正当な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

3 甲の責に帰する事由により第 1 項に係る業務委託料が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防

止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(権利の帰属)

第15条 甲は、本契約に基づき運用期間中、本サービスを利用する権利を許諾されるものであり、本サービスに関する一切の知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとする。

2 本業務により新たに作成された連携等に係るシステム設計書、プログラムソース、ロードモジュール、データ及び出力帳票等の作成物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

なお、独自のソフトウェアを使用する場合は、その権利の帰属（改造する場合の権利を含む。）を明確にすること。

3 本件成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、甲に帰属し、乙が複製、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用および複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 本件成果物及び前項の資料等に、乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

7 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(著作者人格権)

第16条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

2 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があったときは速やかに甲の請求にしたがい、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

(第三者の権利侵害)

第17条 乙は、甲に対して、本件成果物が第三者の著作権、工業所有権その他の権利（以

下「著作権等」という。)を侵害していないことを保証するものとする。

- 2 本件成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。
- 3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 18 条 乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約及び本契約に関連して生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(甲の契約解除権)

第 19 条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第 3 条の規定に違反したとき。
- (3) 乙又はその使用人が検査又は監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。

(乙の違約金)

第 20 条 甲は、乙が前条に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙から徴収する。

- 2 前項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金

額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて得た金額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 3 第1項の場合において、甲は、乙から納入された契約保証金又は契約保証金に代わるものとして提供された担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(乙の契約解除権)

第21条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって委託業務の適正な遂行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

(甲の違約金)

第22条 甲は、前条の規定により乙が契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により乙から違約金の請求を受けた場合において、甲が乙の定めた期限内に支払わなかったときは、甲は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定による違約金の徴収は、乙の損害賠償の請求を妨げない。

(指揮命令等)

第23条 乙は、乙の職員に対する業務の遂行、労働時間、企業秩序の維持・確保等に関する指示等の管理を自ら行い、業務の処理について使用者としての労働関係法規上のすべての責任を負うものとする。

(作業場所等)

第24条 乙は、委託業務を甲の指定した場所又は乙の申請により甲が認めた場所で遂行するものとする。

(身分証明書の携行)

第25条 委託業務に従事するものは、甲の管理する庁舎及び施設に立ち入る場合には必ず乙の発行する身分証明書を携行しなければならない。

(情報提供等)

第26条 甲は、乙が本契約履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。

- 2 乙は、前項の規定により提供された情報等を委託業務の目的以外には使用してはなら

ない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。

ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

(機密保持)

第 27 条 乙及び乙の使用人は、委託業務の実施に関して知り得た情報を機密情報として扱うものとし、他の目的に使用し又は第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項の規定に拘わらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。

(1) 第三者から入手した情報で守秘義務を負うことなく正当に入手した情報及び開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報

(2) 甲又は第三者から開示された情報によらずして、独自に開発した情報

(3) 公知のもの、又は甲若しくは第三者から得た後、自己の責によらないで公知となった情報

3 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記 2 「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

5 甲は、乙又は乙の使用人が第 1 項の規定に違反した場合は、乙より契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を徴収する。

6 乙は、前項の場合において、甲に違約金を超える金額の損害がある場合は、当該金額から違約金を控除した額を甲に賠償しなければならない。

7 乙又は乙の使用人が第 1 項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が第 5 項の規定により違約金を徴収することを妨げない。

8 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(契約終了時の業務の引継、移行支援等)

第 28 条 本契約の全部若しくは一部を解除、又は契約期間が終了した場合には、乙は当該業務を甲が他者に移行する作業を支援しなければならない。

2 データの移行、消去など、前項の必要な措置又は支援の具体的な内容については、甲乙協議のうえ定める。

(損害賠償)

第 29 条 乙は、第 15 条第 6 項及び第 27 条第 7 項に定めるほか、その責めに帰する理由に

より、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項の規定による賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第28条 本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第29条 本契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、当該者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県県土整備部
入札・検査センター長

乙